

平成十八年度以前のとりすぎた保険料(介護分)も 議会の指摘により年内に返還へ

第2回臨時会 6月9日

第一回臨時会及びその後の閉会中の継続審査にあたっては、議案の内容が所管の総務、民生保健両委員会に関することから市議会で初めて連合審査会による合同審査を行いました。

過徴収の原因は保険料システム構築の際の単純ミスだと当局は説明していますが、点検・確認などの事務的人為的なミスがあったことは間違いありません。また国保では十三年度にも、今回と同様の原因で保険料決定通知書の誤発送が起きており、その際の教訓が全く生かされていません。

当局は、過徴収が判明してから半年もたつのになぜ原因の調査を行わないのか。また、二十年四月に過徴収がわかった後、本年二月まで具体的対策がとられず対応が遅れた背景には組織的に隠そうとする行政の姿勢があったとしか思えません。また、当局からの返還スケジュールでは本年七月には、とりすぎたすべての保険料の特定ができると説明していたのに十八年度以前

分については今は、まったく手付かずで三カ年分の返還手続の後に事務作業を開始するとしています。なぜ一緒に進めないのか。

更に市は、誤ってとりすぎた保険料を早急に市民に返還をしたいとしているが、本年四月の人事異動において返還事務の体制強化を具体に行っており、早急に返還をしたいという市の積極的な姿勢がみられません。早期の返還完了を考えると、体制を充実すべきだと議会は改めて強く求め、六月九日に急きよ人事異動が行われました。

過徴収金の解決にあたるため設置された国民健康保険問題対策本部の協議内容を記録した会議録が満足に整備されていなかったことが明らかとなり、対策本部が十分に機能しているのか疑問が持たれています。議会としては、すべての返還金の特定を二十二年中に行い、速やかに残りの返還金の通知を行うよう求めています。

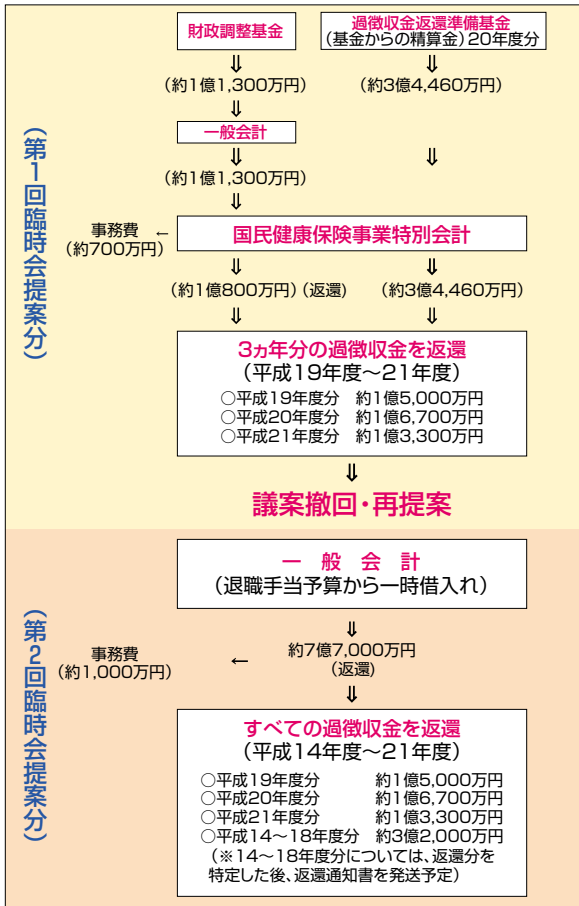
第一回臨時会で継続審査となっていた「三カ年分」の

保険料返還に要する二件の補正予算を議会からの指摘を受け、市長は自ら撤回し全会一致で承認されました。また、十四年度から二十一年度までのとりすぎた保険料のすべてを二十二年度内に返還するため退職手当を減額し返還金に充てる補正予算並びに国の法律改正等に伴う国保条例改正の計二議案の提案が行われ全会一致で決定されました。

議会は、市民への保険料の返還を最優先とするため、市が返還に要する財源を一時的に既定予算の枠の中で「借り入れる」ことは止むを得ないものと判断をしています。来年三月末には職員の退職手当の支給は必要であり、返還に充てる財源については新たな財源を生み出してできるだけ早期に、遅くとも二十三年第一回定例会までには議会に示すよう再度強く求め、また

議案として今後の審議を通じて引き続き進行管理を行っていきます。議会としては、今回の問題は、多くの市民に負担を与え、国民健康保険制度、更には東大阪市政に対する市民の信頼を揺るがすものとなる本市はじまって以来の「失政」であると考えており、市民の皆様からの信託に応えるため保険料過徴収問題の解明に向けて議会が一丸となって全力を挙げ取り組んでまいります。

国民健康保険料(介護分)過徴収金返還のための補正予算



議案の会派態度表 (第2回臨時会)

| 議案名 | 会派名 | | | | | | |
|-------------------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|
| | 公 | 真 | 共 | 自 | 民 | さ | 民 |
| 平成22年度東大阪市一般会計補正予算(第2回)撤回の件 | | | | | | | |
| 平成22年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)撤回の件 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 | | | | | | | |
| 平成22年度東大阪市一般会計補正予算(第3回) | | | | | | | |